

おわりに

原爆により焦土と化した爆心地には、わずか 10 年で住宅が立ち並び、街は活気を取り戻していきました。1955（昭和 30）年 4 月に発行された市の広報紙の見出しには「国際文化都市建設事業ほぼ完成」「市街地の整備も大方なる」といった言葉が並び、同年の施政方針では「長崎国際文化都市建設事業の 5 年計画は大体終了した」と述べられています。

その一方で被爆者の多くが、熱線と爆風で負った傷や放射能による後遺症に苦しみながら、治療費の負担もできず、日々の生活にも困窮している状態でした。

また、それらを理由とした差別や偏見のみならず、家族や友人を失った心の傷を引きずりながら生活していました。

長崎国際文化都市建設計画のシンボルである長崎国際文化会館の完成から 2 年、原爆投下から 12 年経った 1957（昭和 32）年、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」が制定され、国の被爆者援護政策がようやくスタートラインに立ちました。